

三芳町立竹間沢小学校

いじめ防止基本方針



平成 26 年 3 月 作成

平成 27 年 3 月一部改訂

平成 28 年 3 月一部改訂

平成 29 年 3 月一部改訂

平成 30 年 3 月一部改訂

平成 31 年 3 月一部改訂

令和 2 年 3 月一部改訂

三芳町立竹間沢小学校

目次

はじめに	1
第1章 竹間沢小学校基本方針の策定	2
第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	3
第1項 いじめの防止等のために本校が実施する施策	3
1 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	3
2 本校におけるいじめの防止等に関する措置	3
3 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画	8
第2項 重大事態への対処	10
1 三芳町教育委員会又は本校による調査	10
2 調査結果の提供及び報告	12
第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14
おわりに	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。「いじめは、いつでも、どこでも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、全ての児童が安全に、また安心して学校生活を送ることができるように、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができる、いじめのない学校をつくっていかなければならない。

本校では、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめが発生した場合、その現象を素早く、鋭く見抜く感覚を研ぎ澄ませるだけでなく、いじめの未然防止に向けた日常の具体的な指導の在り方について共通理解、共通行動することを徹底している。児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える学校を目指し、全教職員一丸となっていじめ防止に取り組む。

三芳町立竹間沢小学校いじめの防止等のための基本的な方針（以下「竹間沢小学校基本方針」という。）は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童生徒の尊厳を保持する目的の下、町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第1章 竹間沢小学校基本方針の策定

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

竹間沢小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

さらに、取組の実効性を高めるため、竹間沢小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、P D C Aサイクルの下、必要に応じて見直しを図っていく。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

第1項 いじめの防止等のために本校が実施する施策

1 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「竹間沢小学校いじめ問題対策委員会」（以下「本委員会」という。）を設置する。

（1）構成員

- ① 生徒指導委員会を母体とし、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導部員（学年主任、担任外生徒指導担当）、教育相談主任、特別支援教育主任、養護教諭で構成
- ② 個々の事案に応じて、当該学級担任、授業担当者等も参加
- ③ 必要に応じて、三芳町教育委員会に指導主事の派遣を要請
- ④ 必要に応じて、教育委員会と連携し、三芳町教育相談室常任相談員、三芳町スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家も招聘

（2）役割

本委員会は、以下の役割を担う。

- ①取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③情報の収集と記録、共有
- ④いじめの疑いに係る情報があった時の対応を組織的に実施するための中核
- ⑤実際に、いじめ若しくはいじめと疑われる事案発生時の事実確認及びいじめに係る重大事態発生時の調査活動の母体

（3）開催

本委員会は、毎月1回開催する。ただし、いじめ事案が発生した時は、緊急で開催する。

2 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、三芳町教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

（1）いじめの定義（三芳町いじめのない町づくり条例第2条）

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの態様】（国の基本方針より）

- ・冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことを書き込みされる など

(2) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという認識に基づき、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

未然防止の基本姿勢として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・

活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、一人一人が認め合える人間関係・学校風土を醸成する。更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。具体的に、以下の取組を校長のリーダーシップの基、計画的、継続的、組織的に行う。

① 教員の資質向上のための取組

- ア 年1～2回、指導者を招聘して行う児童理解のための事例研修会の実施
- イ 毎月行う生徒指導全体研修会を通じた、全教職員による問題行動対応への共通理解、共通行動の徹底

② いじめを生まない学校・学級づくりのための取組

- ア わかる授業づくり・・・「すべての児童が参加・活躍できる授業」
 - ・ねらいとまとめを明確にした授業実践を通じた基礎・基本の定着
 - ・チャレンジタイムでの国語、算数の基礎的・基本的事項の習得
 - ・少人数指導、ティームティーチング等による個に応じた指導の実施
 - ・全教育活動を通じた言語活動の充実
- イ 学習規律の徹底
 - ・チャイム着席、正しい姿勢、発表の仕方・聞き方、学習用具
- ウ 学級集団づくり
 - ・目指す児童の姿と児童の実態把握に基づく学級経営の展開
 - ・話合い活動、学級会の充実
 - ・居場所づくり、絆づくり
 - ・学校生活アンケート、Q-Uテスト等の結果分析に基づく児童理解
- エ 豊かな体験活動の充実
 - ・生活科・社会科・理科・総合的な学習の時間等における社会体験、自然体験、交流体験の充実
 - ・6年間を見通した意図的、計画的、系統的な体験活動の実施
- オ 人権学習、道徳教育の推進
 - ・人権感覚育成プログラムを活用した授業の実施
 - ・「いじめ防止」をテーマとした全校一斉の道徳授業公開
 - ・人権教育講演会の実施　・一人一人のよさや違いを認め合える学習
 - ・縦割活動でのソーシャルスキル活動・「いじめ」の本質や構造の理解
- カ 潤いのある教育環境の整備
 - ・行き届いた清掃活動の実施
 - ・豊かな心を育む掲示物の工夫（道徳コーナー、詩、俳句、川柳等）
- キ 豊かな心の育成
 - ・あいさつ、無言清掃、右側廊下歩行の徹底
- ク 小中一貫教育の推進
 - ・「小中合同あいさつ運動」の実施　・中学校教員による「出前授業」
 - ・授業公開　　・中学校教員及び中学生による連合運動会指導

- ③ 保護者同士のネットワークづくり
 - ア スクールガード活動で児童の様子の把握
 - イ 「親の学習」の推進を通した「いじめ防止」等のための保護者の役割の啓発
 - ウ 懇談会での「いじめ防止」に係る情報交換
- ④ インターネットやメール等を通じて行われるいじめの防止
 - ア 携帯電話安全講習会によるネットいじめの防止
 - イ 情報モラルの学習
 - ウ 埼玉県警察「あおぞら」による情報セキュリティ教育

(3) 早期発見

本校は、全職員が、生徒のささいな変化に気付き、いじめによって重大事態にいたらないように、児童の現状を全職員で情報共有し、情報に基づき速やかに対応するため、全職員が以下の取組を実践する。

- ① 児童理解
 - ア 授業中、休み時間等学校生活における児童の様子をよく観察し、変化が見られるときの迅速な情報共有、対応
 - イ 学期毎に行う「なかよしアンケート（学校生活アンケート）」を通じた、学校生活における人間関係等の児童の悩みやいじめの有無を把握及び、早期発見、早期対応
- ② 保護者との連携
 - ア 家庭訪問、個人面談、日常の連絡帳のやり取り等を通した保護者からの情報収集、また毎学期に行う「保護者アンケート」

(4) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることがないよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。また加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

- ① いじめている児童への指導
 - いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。
いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。※「I's 2019」参照
- ② いじめられている児童への支援
 - 「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように十分留意し、共感的態度で話を親身に聴く。その前段階として、常日頃、温かい言葉掛けをし、児童一人一人と信頼関係を築いておく。※「I's 2019」参照
- ③ 周りではやし立てる児童への対応
 - はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付けるようにする。
- ④ 見て見ぬふりをする児童への対応
 - いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持てるよう指導する。また、傍観はいじめ行為への加担と同じであることに気付かせること。

⑤ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ア 話し合いなどを通した「いじめはあってはならない」という人権意識の高揚

イ 見て見ぬふりをしない、自らの意志で行動することの重要性の指導

ウ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢の伝達

エ 道徳教育の充実

オ 特別活動等を通した好ましい人間関係の形成及び学級の連帯感の育成

⑥ 他校の児童が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

⑦ 三芳町教育委員会への報告

法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果を三芳町教育委員会へ速やかに報告する。

⑧ いじめ対応マニュアルに基づく対応

いじめの情報を得た場合には、次頁にある竹間沢小学校いじめ対応マニュアルに基づき組織的に対応する。

(5) いじめの解決 (三芳町いじめ防止等のための基本的な方針より)

いじめは、単に謝罪をもって安易に解決とはできない。いじめが「解決している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件を満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

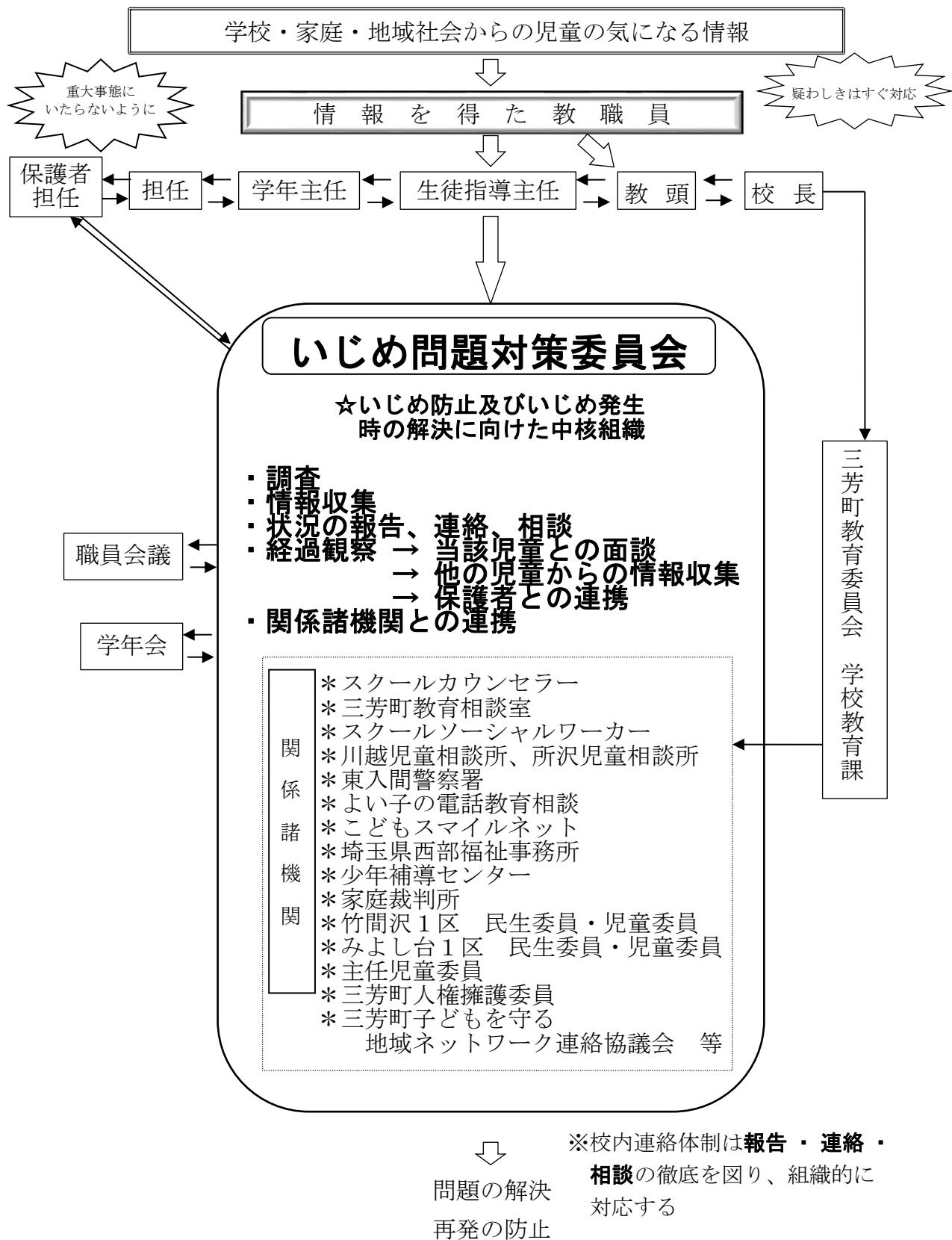
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、町又はいじめ問題対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、時間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒の本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。学校は、いじめが解決に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解決している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解決している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

竹間沢小学校いじめ対応マニュアル(全体図)



3 本校におけるいじめ防止に係る年間活動計画 (・児童対象 ○保護者等対象 ◎教職員対象)

	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4月	・年度初めの学級活動（学級ルールづくり、いじめ防止教育） ・人間関係づくりのエクササイズ ○各学年、各教科・領域、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定 ◎生徒指導委員会「今年度学校基本方針」策定 ◎生徒指導委・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修	・たてわり班の決定 ・1年生を迎える会 ○懇談会				
5月	・校外学習	・校外学習	・町内めぐり ・傾聴ボランティアによる話の聞き方体験活動		・人権講話の取組 ・人権メッセージの取組 ・聴覚障がいの方との交流会	
	・「運動会」・たてわり学級出会いの会 ○保護者アンケート○地域訪問 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修 ・『いじめをなくす行動宣言』	・人権作文の取組 ・第1回なかよしアンケート調査				
6月			・人権教室 ・社会科見学	・社会科見学		・社会科見学
	・小中合同あいさつ運動 ○懇談会 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修	・人間関係づくりのエクササイズ・非行防止教室 ◎生徒指導全体研修会（兼生徒指導委員会） ◎いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修				
7月	・安全教育	・安全教育	・安全教育	・安全教育	・安全教育 ・林間学校	・安全教育
	・人間関係づくりのエクササイズ ○学校運営協議会における基本方針の協議 ○懇談会 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修 ◎「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ○学校評価に係る児童アンケート	・学校運営協議会における基本方針の協議 ○懇談会 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修 ◎「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・第1回Q-Uテストの実施 ○学校評価に係る児童アンケート				
8月	◎倫理確立研修 ○小中合同研修会					
9月					・小中一貫教育推進体育指導 (三芳東中) ・人権ポスターの取組	・修学旅行
	・人間関係づくりのエクササイズ ○学校公開 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修 ・『いじめをなくす行動宣言』	・第2回なかよしアンケート調査 ○保護者アンケート ○学校公開 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修 ・『いじめをなくす行動宣言』				
10月	・校外学習	・校外学習	・校外学習	・校外学習	・小中一貫教育推進合唱見学 (三芳東中) ・連合運動会 ・人権教育講演会	
	・人間関係づくりのエクササイズ ○学校公開日「いじめ防止」授業施 ○個人面談（友達関係把握） ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修	・学校公開日「いじめ防止」授業施 ○個人面談（友達関係把握） ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修				
11月					町内音楽会	
	・彩の国教育の日学校公開「いじめ防止」授業実施 ○授業参観・懇談会○学校評価に係る保護者アンケート ◎生徒指導全体研修会（兼生徒指導委員会） ◎いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修 ・代表委員会あいさつ運動・小中合同あいさつ運動 ・人権標語の作成	・校内音楽会 ○学校公開日「校内音楽会」				

	安全教育	安全教育	安全教育	安全教育	安全教育	安全教育 租税教室
12 月	・人間関係づくりのエクササイズ〇学校運営協議会におけるいじめ防止に関する取組の協議 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立委員会 ・たてわり遊び ◎「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・第2回Q－Uテストの実施 ○学校評価に係る児童アンケート					
1 月	・音読発表会	・音読発表会	・音読発表会	・音読発表会	・音読発表会	・音読発表会 ・中学校 体験入学
	◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修 ◎いじめ防止に関する取組の点検、評価 ◎学校運営協議会 ◎学校公開日					
2 月	・第3回なかよしアンケート調査 ○保護者アンケート・人間関係づくりのエクササイズ ◎「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び見直し改善 ・『いじめをなくす行動宣言』 ○学校運営協力者協議会（学校評議員会）における基本方針を踏まえた取組の評価 ○授業参観・懇談会 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会 ◎倫理確立研修					
3 月	・お別れ式 ・6年生を送る会	・お別れ式 ・6年生を送る会	・お別れ式 ・6年生を送る会	・卒業式 ・6年生を送る会	・卒業式 ・6年生を送る会	・卒業式 ・お別れ式 ・6年生を送る会
	◎○卒業式 ◎生徒指導・いじめ問題対策委員会（今年度の問題及び新年度の取組を検討） ◎倫理確立研修 ◎生徒指導部会における今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組の検討					

第2項 重大事態への対処

1 三芳町教育委員会又は本校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

ア 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

・児童生徒が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合 等

イ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席しているような場合も教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する場合

ウ その他の場合

児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は三芳町教育委員会へ、事態発生について報告する。

(3) 調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに三芳町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと三芳町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第28条第3項に基づき、三芳町教育委員会との連携を図りながら実施する。

(4) 調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、問題対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。本校が調査の主体となる際には、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委員会の委員等の協力について相談する。

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は、三芳町教育委員会のいじめ防止対策推進委

員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

① いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から可能な限り聴き取った上で、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国的基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

② いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

(6) 自殺の背景調査における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月生徒（児童生徒）の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

- ・背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともにできる限りの配慮と説明を行う。
- ・在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- ・詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。
- ・調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調

- 査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ・背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
 - ・客観的な事実関係の調査を迅速に進めることができること必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
 - ・本校が調査を行う場合においては、三芳町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。
 - ・情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童)の自殺は連鎖(後追い)の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO(世界保健機関)による自殺報道への提言を参考にする。

また、「I's 2019」も参考にする

(7) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷付き、本校全体の生徒児童や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

2 調査結果の提供及び報告

(1) いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

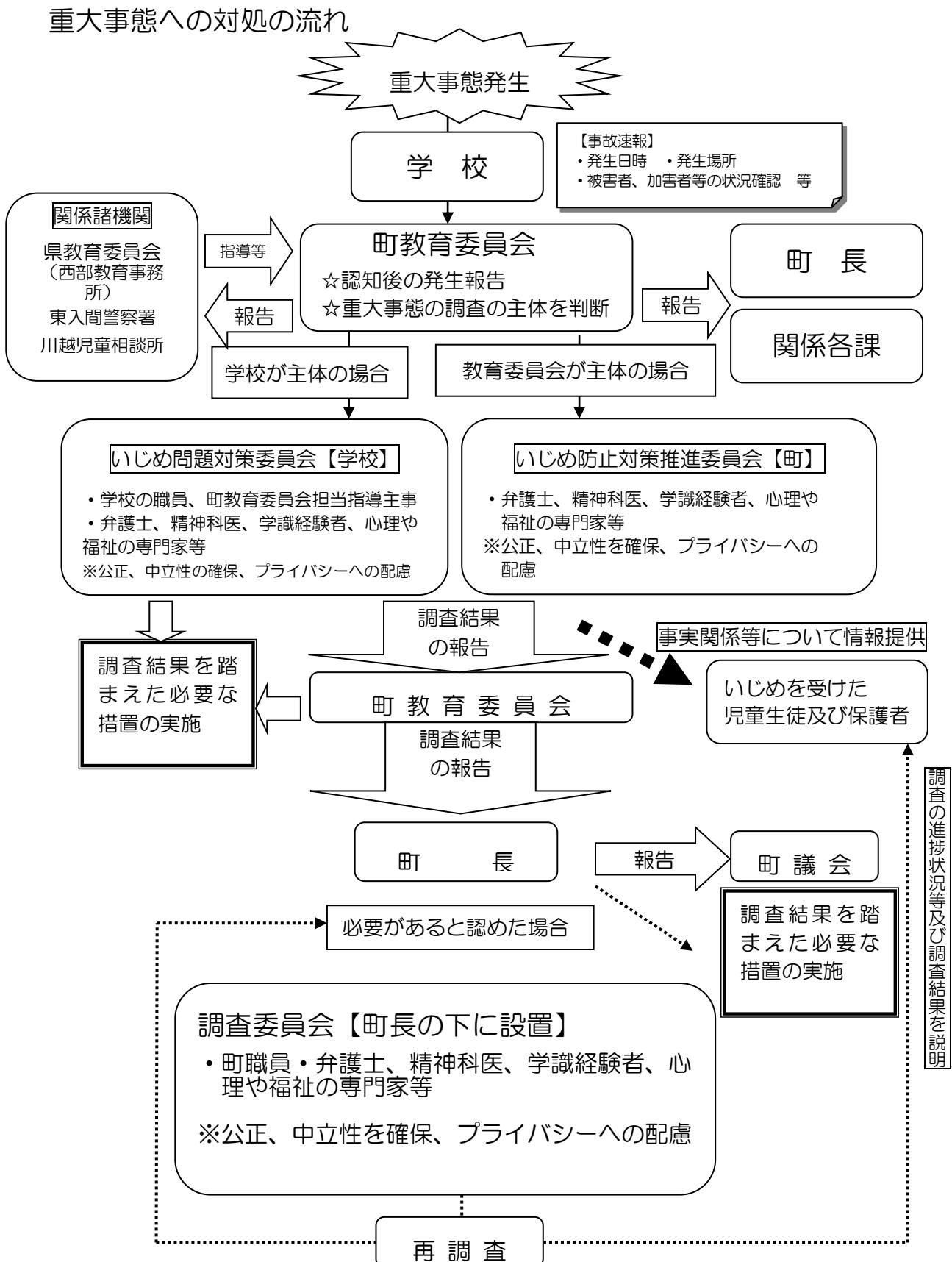
本校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような様子であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、三芳町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

(2) 調査結果の報告

調査結果については、教育委員会に報告する。上記(ア)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて教育委員会に送付する。



第3章 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、問題対策委員会において毎年度、竹間沢小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、竹間沢小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

おわりに

本校は、児童が通いたくなる学校、保護者が我が子を通わせたくなる学校、地域の方々が『おらが学校』と誇れる学校、そのような竹間沢小になるよう、職員が一丸となって教育活動を推進している。いじめやいじめに類する事案が発生しないように日常の指導の充実を図ることのみならず、万が一そのような状況を察知した場合は、組織として全力で解決にあたることを共通理解している。

“早く明日になって学校に行きたいな”、そんな思いをどの児童ももてるよう、本「いじめ防止基本方針」を常に手元に置き、留意していきたい。